

# 滑川市農業委員会総会議事録

1. 会議の日時 令和6年11月5日(火) 午後3時から

2. 会議の場所 市役所本館3階大会議室

3. 会議に付した議案等

議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件  
申請人 ●●●●

議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件  
申請人 ●●●● 外4件

議案第24号 農用地利用集積計画の策定について  
申請人 滑川市長 水野 達夫

- ・農地等の利用の最適化の推進について
- ・農業者年金の加入促進について
- ・農業新聞の購読促進について
- ・視察研修について

4. 委員の出欠

(出席農業委員・8名)

松井 滋樹、澤田 博行、中屋 作之、石原 忠則、江下 博、高橋 美彦、  
新村 剛、杉本 久美子

(出席推進委員・8名)

黒田 敏弘、石黒 明、岩田 秀雄、浦田 弘、荒舘 正治、滝川 裕子、  
開田 豊一、伊藤 久義

(欠席委員・0名)

5. 事務局(3名)

北野事務局長 大竹係長 村田主査

6. 会議の要旨

午後3時00分 開会

会 長 それでは、総会の定足数に達しておりますので開会します。  
議事録署名委員に、江下 博委員、高橋 美彦委員を指名します。  
これより議案審議に入ります。

会 長 議案第22号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件に  
ついて事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案第22号1番について朗読及び説明)  
申請地は、●●●●、田です。  
申請地は、●●●●に面する農地です。  
申請地は、これまで隣接農地と共に●●●●に居住する耕作者が譲渡人  
から借り受けて水稻を作付けしていましたが、それ以前は譲受人が約50  
年に渡り小作していた農地です。譲受人はかねてより自宅付近で豆類や  
きゅうり、玉ねぎ、じゃがいも等を妻と栽培したいと考えていたところ、  
申請地が自宅に近く、かつて小作していた農地で畑作業をするのに妥当な  
面積であることから現耕作者と譲渡人の同意を得、所有権移転するもので  
す。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

委 員 先日、●●●●委員と現地確認に行ってきましたが、家庭菜園されると  
いうことで所有権移転には特に問題ないと思います。

推進委員 私も●●●●委員と同意見で、家庭菜園で活用されるということなので  
全く問題ないと思います。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問はありませんでしょうか。  
(各委員から「異議なし」の発言あり)  
それでは、この案件は許可することといたします。

会 長 続きまして、議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に  
関する件について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案第23号1番について朗読及び説明)  
申請地は、●●●●に面する農地です。  
申請地は、土地改良事業実施区域内の農地であることから、第1種農地  
と判断されますが、既存地である譲受人の施設敷地面積の2分の1を超え  
ない範囲での転用であり、既存地拡張として例外的に許可できるものと考

えられます。

転用理由は、駐車場敷地です。

申請者は●●●●であり、●●●●は●●●●～●●●●までの●●●●の●●●●が集う●●●●として利用されています。●●●●や●●●●●開催される●●●●等で約150～200名の●●●●が集まり、立地的に自家用車を使用する方がほとんどです。これまでは●●●●等で乗り合わせしてもらっていますが、既存敷地では、最大35台程度しか停めることができず、近隣に路上駐車して周囲の住民に迷惑をかけており、地元町内会からも早急に対策するよう要望を受けています。このことから、関係者の同意を得、●●●●に隣接する農地に最大20台分の駐車場を整備することとし、今回申請されたものです。

隣接地との境界には既存コンクリート擁壁を設け土砂の流出を防止し、雨水は、敷地内に油水分離層とオリフィスを設け隣接排水路へ放流します。

会長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

委員 ●●●●委員と24日に現地確認してきました。私はこの町内ですが、特に問題ありません。

推進委員 ●●●●委員と先月24日、現地確認に行ってきました。今現在も作付けはされていない農地で、草刈りはきちんとされていました。駐車場として活用して問題解決できるのであれば、よろしいかと思えます。

会長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。  
(各委員から「異議なし」の発言あり)  
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

会長 では、事務局より次の説明をお願いします。

事務局 (議案第23号2番について朗読及び説明)  
申請地は、●●●●と●●●●に面する農地です。  
申請地は、用途地域内(第1種住居地域)の農地であることから、第3種農地と判断され、許可できるものと考えられます。  
転用理由は、共同住宅敷地です。  
申請者は、●●●●に居住しており、●●●●をしている傍ら、●●●●●で●●●●しておられます。この度、今後の資産形成のため、また、●●●●からの勧めもあり、新たな●●●●することを計画しました。●●●●の方が滑川で●●●●するのは、●●●●周辺が、交通の便が良く

周囲に公園や駅、商業施設も多く、住環境に優れ、周辺のアパートの空き室が無く、入居率が極めて高いことから、居住地周辺より、申請地で経営する方が高い入居率を見込めるという調査結果があるため、1LDK5室、2LDK5室の2階建てアパートの建築を計画したものです。

隣接地との境界には擁壁を設け、土砂の流出を防止します。また、メッシュフェンスで囲い周囲に配慮します。雨水は、敷地内に新設する側溝を介し前面の既存道路側溝に放流します。汚水は、公共下水道に接続します。

会長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

委員 先日●●●●推進委員と現地確認してまいりました。こちらの農地は田になっていますが、きちんと整地され管理されています。●●●●であり、何ら問題ないと思えます。

推進委員 同様の見解であり、問題ないと思えます。

会長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。  
(各委員から「異議なし」の発言あり)  
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

会長 では、事務局より次の説明をお願いします。

事務局 (議案第23号3番について朗読及び説明)  
申請地は、●●●●と●●●●に面する農地です。  
申請地は、用途地域内(準工業地域)の農地であることから、第3種農地と判断され、許可できるものと考えられます。  
転用理由は、共同住宅敷地です。  
申請者は●●●●に居住しており、●●●●をしている傍ら、●●●●●で●●●●しておられます。この度、今後の資産形成のため、また、●●●●からの勧めもあり、新たな●●●●することを計画しました。●●●●の方が滑川で●●●●するのは、●●●●周辺が、交通の便が良く周囲に公園や駅、商業施設も多く、住環境に優れ、周辺のアパートの空き室が無く、入居率が極めて高いことから、居住地周辺より、申請地で経営する方が高い入居率を見込めるという調査結果があるため、1LDK4室、2LDK4室、1LDK2室、2LDK2室の2階建てアパート2棟の建築を計画したものです。  
隣接地との境界は土間コンクリート施工し土砂の流出を防止します。また、メッシュフェンスで囲い周囲に配慮します。雨水は、敷地内に新設す

る側溝を介し前面の既存道路側溝に放流します。汚水は、公共下水道に接続します。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

委 員 こちらも先ほど同様、きちんと整備、管理されており、また●●●●と  
いうことで何ら問題ないと思います。

推進委員 私も問題ないと思います。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。  
(各委員から「異議なし」の発言あり)  
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

会 長 では、事務局より次の説明をお願いします。

事務局 (議案第 23 号 4 番について朗読及び説明)  
申請地は、●●●●と●●●●に面する農地です。  
申請地は、街区における宅地の割合が 4 割超えの農地であることから、  
第 3 種農地と判断され、許可できるものと考えられます。  
転用理由は、墓地です。  
申請者は●●●●に居住しており、譲渡人の●●●●になります。昭和  
●年●月頃に隣接地と共に●●●●同士の墓地の建立のため一体的に造成  
工事を行いました。隣接の 2 筆は平成●年に地目変更と所有権移転登記が  
行われており申請地も転用許可を受けているものと認識していましたが、  
この度申請地を所有権移転しようとしたところ、当時申請地のみ許可を受  
けていないことが判明したため、これを是正するため、今回申請されたも  
のです。  
申請地は全面コンクリート仕上げとなっており、隣接地への土砂の流出  
を防止します。雨水は、隣接側溝へ放流します。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

委 員 先日現地確認したところ、現在墓地として使用されている横の区画です  
ので、特に問題ないと思います。

推進委員 私も現地確認したところ、きれいにしてありましたので、全く問題ない  
と思います。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。  
(各委員から「異議なし」の発言あり)  
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

会 長 では、事務局より次の説明をお願いします。

事務局 (議案第 23 号 5 番について朗読及び説明)  
申請地は、●●●●に面する農地です。  
申請地は、土地改良事業が実施されていない生産条件の悪い小集団農地  
であることから、第 2 種農地と判断されますが、周囲に居住する方の生活  
上必要不可欠な施設に該当し、2 種農地の集落接続として例外的に許可で  
きるものと考えられます。  
転用理由は、資材置場です。  
申請者は、●●●●を営み、申請地横に資材置場等を構えています。こ  
の度、事業拡大により資材が増え、搬出入が困難になっており、運搬車の  
転回に苦労しています。今後、継続安定した事業を行うために適地を探し  
ていたところ、今回申請地が既存敷地に隣接しており適地であることから、  
資材置場及び車両転回場を整備するものです。なお、申請地横は申請者の  
●●●●であり、●●●●である譲渡人も資材の管理・防犯に協力しても  
らう予定です。  
隣接農地との境界には既存畦畔ブロックがあり、土砂流出の恐れはあり  
ません。雨水は、隣接水路へ放流します

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

委 員 先日現地確認したところ、現在使用されている資材置場の横で、雑草が  
生えています。そこを整備されるということで環境も良くなり、特に問題  
ないと思います。

推進委員 現在使われている資材置場の延長ということであり、使われていない農  
地の利用ということで問題ないと思います。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。  
(各委員から「異議なし」の発言あり)  
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

会 長 続きまして、議案第 24 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規

定による農用地利用集積計画の策定について、事務局より説明をお願いします。

事務局

5ページをお願いします。利用権設定に伴う議案になります。

農業経営基盤強化促進法の改正による、附則第5条第1項の規定に基づき、改正前の同法18条第1項の規定により、6ページのとおり市が策定した農用地利用集積計画について、農業委員会の意見を求められているものです。

7ページをお願いします。利用権設定状況、貸し手4件、借り手2件で、面積合計は21,074㎡で、全て新規になります。詳細は8～9ページに記載のとおりです。なお、9ページの利用権設定一覧の2つめ(整理番号4948)について、貸し手は●●●●ではなく、正しくは「●●●●」さんです。

会長

この件に関しましてご意見ご質問ありませんでしょうか。

(各委員から「異議なし」の発言あり)

ではこの件につきまして、原案どおり決定ということで市に通知します。

その他

- ・農地利用の最適化の推進の状況について
- ・農業者年金の加入促進について
- ・農業新聞の購読促進について
- ・視察研修について

会長

これで、審議は終了しました。

午後3時40分 閉会

上記の議事録が、正当であることの証としてここに署名をする。

令和 年 月 日

農業委員会会長

議事録署名委員

議事録署名委員